

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百七十号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号へ及び第二十一条第二号へ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号へ及び第二十一条第三号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十日から適用する。

平成二十七年五月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第十第二号（一）ハ中「及びトリメク配合錠」を「、トリメク配合錠、ソバルディ錠四〇〇mg（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、ノピコールカプセル二・五mg及びエクリラ四〇〇μgジェヌエア三十吸入用（一回の投薬量が十五日分以内である場合に限る。）」に改める。